

●香川県告示第149号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、土庄中央第2加入区について、平成27年香川県告示第313号による保険に付すべき義務は、令和元年10月19日限り消滅したので、告示する。

令和元年10月23日

香川県知事 浜 田 恵 造